

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和4年5月19日
福島地方気象台

富岡町の高潮警報・注意報の暫定基準の廃止 及び通常基準の変更について

富岡町の高潮警報・注意報について、暫定基準を廃止するとともに、新たな基準を設定し、令和4年5月26日(木)から運用します。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震と津波による防潮堤施設の損壊や地盤沈下により、高潮に対して脆弱な状態となったため、高潮警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げて運用してきましたが、今般、富岡町では防潮堤等の復旧工事が完了したことから、暫定基準を廃止し通常基準に戻して運用することとしました。

また、通常基準については、復旧工事完了後の防潮施設の整備状況に基づいて見直しを実施した結果、これまでの基準と変更はありません。

1 暫定基準を廃止し、新たな通常基準を設定する町
富岡町

2 変更日時
令和4年5月26日(木)13時

3 富岡町の高潮警報・注意報基準

富岡町	警報(潮位:m)			注意報(潮位:m)		
	新たに設定した通常基準	通常基準	暫定基準	新たに設定した通常基準	通常基準	暫定基準
	<u>1.4</u>	1.4	1.1	<u>0.9</u>	0.9	0.7

下線部：変更箇所

4 補足

・変更後の洪水警報・注意報の発表基準は、令和4年5月26日(木)13時以降、気象庁ホームページで公表します。

<警報・注意報発表基準一覧表(福島県)>

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/fukushima.html



・南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町では暫定基準による運用を継続中です。

問合せ先：福島地方気象台 予報官 伊藤
電話：024(534)2162